

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(公共工事)

様式7-1

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
該当無し																	

(注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
該当無し																	

（注1）公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
国土交通省	独立行政法人自動車技術総合機構	1011105001930	令和6年度 衝突試験用ダミー等の検定及び計測装置の点検・校正並びに試験準備等(単価契約)	独立行政法人自動車技術総合機構 交通安全環境研究所長 松田 敦 東京都調布市深大寺東町7-42-27	令和6年4月1日	公益財団法人日本自動車輸送技術協会 東京都新宿区四谷3-2-5	4010005004660	一般競争入札	-	22,340,340	-	公財	国認定	1		ダミーメーカー毎に仕様書を分けるなど、複数応れとなるように仕様書の改善に努める。	有

(注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 （見直す場合はその内容）		点検結果の区分
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無	
国土交通省	独立行政法人自動車技術総合機構	1011105001930	検査制度に係る海外動向調査業務	独立行政法人自動車技術総合機構 理事長 木村 隆秀 東京都新宿区四谷本塩町4-41	令和6年4月1日	公益財団法人日本自動車輸送技術協会 東京都新宿区四谷3-2-5	4010005004660	独立行政法人自動車技術総合機構契約事務実施細則第45条第5号（その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき）	-	55,567,784	-	公財	国認定	-	-	本業務は、国内の検査制度の充実を図る観点から、技術の進歩に対応した車載式故障装置を活用した検査（OBD検査）等について、世界の主要国の検査導入状況・検査方法・検査機器・検査基準等に関し、関連の国際会議等への参加等を通じて調査等を行うものである。公益財団法人日本自動車輸送技術協会 自動車基準認証国際化研究センター（以下「JASIO」という。）は、昭和62年10月の設立以来、国際的な基準認証を担当する世界で唯一の場である国連の自動車基準調和フォーラム（UN/WP.29）及びその専門分科会に専門家を派遣しており、これらの活動の情報に関して、日本の中で最も知見を有する専門機関である。本事業を確実に実施するためには、関連の国際会議等に日本代表として参加するなど、自動車の基準調和活動等に十分な知見・実績を有することが必要不可欠であることから、本業務はJASIOとの契約が不可欠である。以上の事由により、前者を契約の相手方とし、随意契約することが妥当と判断した。よって、その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため、独立行政法人自動車技術総合機構契約事務実施細則第45条第5号に基づき、JASIOを相手方として随意契約のを行ったものである。	有	5

（注1）公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。